

お間違えなく!! 役場へのお問い合わせは☎721-2111(代表)へ。(ダイレクトインではありません)担当課または内線をお伝えください。

ちよつとお耳に

伊奈町・蓮田市 老人福祉センターの相互利用が可能に



1月から利用可能となる蓮田市立老人福祉センター

伊奈町と蓮田市は、住民サービス・住民間の交流の向上を図るため、老人福祉センターの相互利用に関する協定を結びました。

これにより、伊奈町と蓮田市の住民の方は、平成19年1月から、老人福祉センターを相互に利用することができま

利用案内

*蓮田市立老人福祉センター
所在地 蓮田市大字馬込19

931

開館時間 9時30分～16時

休館日 日曜・祝祭日・年末年始(12月28日)翌年1月3日

詳しくは、伊奈町老人福祉

センター☎722 9111
へお問い合わせください。
宅地(保留地)公売終了

広報いな7月号でお知らせした本年度の中部特定土地区画整理事業地内の宅地(保留地)公売は、11月14日をもって終了しました。

平成19年度の公売については、決定次第広報いな・町ホームページでご案内します。
☎ 都市整備課区画整理管理係 ㊤2442または㊤2443

埼玉県警からのお知らせ

【犯罪被害者相談センター】
同センターでは、犯罪や交通事故などの被害による心の悩みを、専門の相談員が電話または面接で相談に応じます。

電話相談 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)8時30分～17時15分
犯罪被害ホットライン(フリーダイヤル)☎0120 381858(ファックス兼用)

面接相談 個人カウンセリング(予約制・無料)
ファックスや手紙による相談も受け付けています。

【犯罪被害給付制度】

この制度は、人の生命、身体を害する犯罪行為によって不慮の死を遂げた被害者の遺

族や、大けがをしたり、障害が残った被害者のうち、一定の要件を満たした方に対して、国が給付金を支給することに より、その経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。
給付金の種類・支給申請等詳しくは、左記へお問い合わせください。

☎ 埼玉県警察本部警務部警務課 犯罪被害者対策室 ☎832 0110

甲種防火管理者資格取得講習会(新規講習員)

日時 2月1日(木)・2日(金)8時30分～17時(全2回)

場所 消防本部

費用 3,400円(教材費)

定員 30名(先着順)

㊦ 1月10日(水)・24日(土)・日曜を除く)までに、費用を添えて消防本部消防課へ
☎ 同課☎722 8111

小型合併処理浄化槽設置者に補助金を交付します

生活雑排水(台所、風呂、洗濯等の排水)と、し尿を併せて処理することができると併処理浄化槽を設置する方に、次のとおり補助金を交付します。
対象 下水道の事業認可区域以外に専用住宅を所有または建築予定の方

年末年始特別警戒取締り

12月15日(金)～1月3日(水)

例年、年末年始にかけて、ひったくりや空き巣など、生活に身近な犯罪が多発する傾向にあります。上尾警察署では、取り締まり期間中、パトロール活動を強化します。

地域で、自主防犯パトロール活動等にご協力いただいておりますが、声を掛け合って安心安全な地域づくりに努めましょう。“自転車・バイク盗難事件は昨年より増加しています。”

ひったくり対策

- ・自転車の前かごには覆いをする。
- ・人通りの多い道を選ぶ。
- ・バッグは車道の反対側に持つ。
- ・背後から近づくバイクなどに気をつける。

自転車・バイク盗対策

- ・決められた駐車(輪)場にきちりとめる。
- ・U字ロック、ワイヤー錠などで必ずツーロックする。
- ・防犯登録をする。
- ・車体をカバーで覆う。

☎ 上尾警察署☎773-0110



年末年始の交通事故防止運動

12月15日(金)～1月3日(水)

みんなで進める交通安全

年末年始は飲酒の機会が多く、また交通量の増加やあわただしさから交通事故の多発が懸念されます。こうした時期に、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を徹底することにより、悲惨な交通事故をなくしましょう。

<重点目標>

飲酒運転の根絶と脇見運転の防止

家庭、職場、地域では、「しない・させない・許さない」を合言葉に、飲酒運転の根絶に取り組みましょう!また、携帯電話等は車を停車して利用するなど脇見運転をしないようにしましょう!

子どもと高齢者の交通事故防止

ドライバーのみなさんは、子どもや高齢者を見かけたら、その行動特性を理解し、ゆずりあいや思いやりを持った運転を心がけましょう!

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

歩行者や自転車利用のみなさんは、夕暮れ時・夜間は自分が見落とされることを十分に意識して、明るい色の服装や反射材の着用を心がけるとともに、自転車は必ずライトを点灯しましょう!

掲載希望の方は、掲載希望月の前月5日までに、持参または郵送で秘書広報係まで。ただし月により締切りは変わりますので詳しくはお問い合わせください。

12月各種無料相談

- 町長相談 企画課☎2214**
ところ/役場2階町長公室
町政全般について、町長が直接相談に応じます。
事前の電話予約が必要です。
- 教育相談 教育委員会☎2521**
と き/13・27日(第2・第4水曜)9:00~12:00
ところ/役場2階第7会議室
教育長が、教育問題についての相談に応じます。
希望者は、事前に連絡してください。
- 暴力団被害相談 生活安全課☎2282**
と き/12日(第2火曜)13:00~16:00
ところ/役場2階第8会議室
上尾警察署員が暴力団員等による不当な行為で困っている方の相談に応じます。
事前の電話予約が必要です。
- 行政相談 住民相談室☎2191**
と き/19日(第3火曜)10:00~12:00
ところ/役場1階第10会議室
行政相談委員が、国・県・町の行政に関する要望や苦情などの相談に応じます。
- 事業とくらしの相談 住民相談室☎2191**
と き/20日(第3水曜)13:00~16:00
ところ/役場1階第10会議室
行政書士が会社設立、農地転用、各種許可、相続、成年後見などの手続きの相談に応じます。
- 法律相談 住民相談室☎2191**
と き/15日(第3金曜)13:00~15:00
受付/12:00~14:30受付順
ところ/役場1階第10会議室
弁護士が、契約、相続、交通事故の損害賠償、訴訟の手続きなどの相談に応じます。
- 住宅リフォーム相談 住民相談室☎2191**
ところ/役場1階第10会議室
建築設計士が住宅リフォーム対策についての相談に応じます。
事前の電話予約が必要です。
- 消費生活相談 産業振興課☎2234**
と き/7・14・21・28日(木)10:00~15:00
ところ/役場2階第8会議室
消費生活専門相談員が消費者契約トラブル等の相談に応じます。
- 女性相談 人権推進課☎2241**
と き/13日(第2水曜)10:00~12:00
ところ/役場2階第8会議室
女性相談員が、女性のための相談に応じます。

- 児童相談 福祉課☎2129**
と き/26日(火)10:00~15:00
ところ/総合センター内ボランティアビューロー
相談員が、子どものしつけや生活についての相談に応じます。

- 結婚相談 社会福祉協議会☎722-9990**
と き/20日(水)9:30~11:30
ところ/ふれあい福祉センター相談室兼点訳室
相談員が結婚を希望する方の相談に応じます。
- 心配ごと相談 社会福祉協議会☎722-9990**
と き/13・27日(第2・第4水曜)9:00~12:00
ところ/ふれあい福祉センター相談室
民生委員・児童委員が、生活上の迷い、困りごとの相談に応じます。

補助額 浄化槽の大きさにかわらず120,000円
また、条件により既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、転換費用の一部を補助します。(限度額60,000円)
詳しくは、環境対策課☎2252へお問い合わせください。
町ボランティアセンターから情報発信中
掲載内容 ボランティア募集研修・講座の案内、災害支援情報、イベント情報等 携帯電話からも閲覧可能
URL <http://blog.goo.ne.jp/ina-vc-9990/>

巡回不妊相談

| 期日 | 場所 |
|----------|--------------|
| 12月9日(土) | 越谷コミュニティセンター |
| 1月27日(土) | 川口市上青木公民館 |
| 2月17日(土) | 入間市市民会館 |

時間 13時30分~17時
対象 不妊に悩んでいる県内在住の方
内容 医師による講話「不妊治療について」 治療体験者と専門家を交えた話し合い 個別相談
定員 各30名 6名(いずれも先着順)
申・團 埼玉県看護協会☎824 8122
團 県福祉部こども安全課母子保健担当☎830 3561

12月3日、10日は「人権週間」です
国際連合は、1950年の総会で世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するように呼びかけています。
そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会では、毎年12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を重点的に行っています。
また、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するために

め、県と市町村はもちろん県民総ぐるみで取り組む「人権尊重社会をめざす県民運動の強調週間」でもあります。
團 人権推進課☎2241
12月10日、16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です
この度、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権問題への対処に関する法律」が制定され、啓発週間が定められました。
拉致問題の実態は、いまだ解明されていません。この問題の解決のためには、国民世論の盛り上がりが大変重要です。
啓発週間の機に拉致問題に対する関心を一層高めていた

だくようお願いします。
團 人権推進課☎2241
12月9日 障害者の日
12月3日、9日 障害者週間
酒処志久から10,000円、杏の会から43,800円、ASA朝日新聞伊奈店(映画会募金)から3,099円、歌謡歌華から10,000円、匿名の方(1件)から車椅子1台を社会福祉のために役立ててほしいとご寄付がありました。社会福祉協議会で有効に活用させていただきます。
ありがとうございました